

No.	意見箇所	意見内容	回答									
1		<p>・ P. 43、(5)：対象に濃縮 UF6 も含まれていますので、UF6 については別途要件（外運搬規則第 12 条）があることを記載した方が良いのではないのでしょうか（具体的な要件ではなく、追加の要件があるとの注釈で十分と思いますが）。追加要件は必ずしも臨界安全（核分裂性物質）という観点ばかりではありませんが、例えば特別の試験条件に対して臨界にならないことのみでなく、周囲構造部材が弁や栓に接触しないという要件も臨界安全上は重要と思いますので。</p>	<p>「(5) 輸送に係る臨界安全管理」(p. 42) に「これらの核分裂性輸送物（輸送容器に核分裂性物質を収納したもの）の臨界安全に関しては、外運搬規則に定められた技術上の基準を満足する設計が求められており」の記述があり、UF<sub>6</sub>の輸送容器に関してもここで包含しています。一方、ご指摘のように内容物により輸送容器に特徴があります。主要な容器(B型、A型、L型など)について設計例を記述することは、本規格を充実にする上で有効と考えますので、次回の改定時に併せて検討いたします。</p>									
2	3.2 ウラン燃料加工施設(一部に再転換設備を含む)の臨界安全管理	<p>・ P. 43、(5) (a) a)：「N」は b) で 2 種類 (⑤、⑥) 出てくるため、CSI の計算には小さい方の N を用いることと記載した方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり分かりにくい記述になっていましたので、説明を追加します。「配列の条件」には、⑤と⑥の二つがあることを示すとともに、車両運輸規則第八条第四項第一号において「いずれか小さい値とする」との記載がありますので、「いずれか小さい方の」を追記します。</p>									
3	3.2.3 各工程における実施事項 (5) 輸送に係る臨界安全管理	<p>・ P. 44、表 3.2.3-1：船舶の CSI 制限値は、以下の通り、大型コンテナはコンテナとは異なる制限値が適用されると思いません（危規則第 95 条第 4 項）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>非専用積載</th> <th>専用積載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送物、コンテナ</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>大型コンテナ</td> <td>無制限</td> <td>無制限</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、「※2」の記載は大型コンテナのみの説明となっておりますが、表中にはコンテナが使われており、不整合になっていると思います。</p>		非専用積載	専用積載	輸送物、コンテナ	200	200	大型コンテナ	無制限	無制限	<p>本表は、外運搬規則第 10 条及び危規則第 95 条を分かり易くまとめたものになります。</p> <p>ご指摘のとおり、海上輸送の船舶についてはコンテナの容量に応じて違いがありますので、その旨の注記※3を追記します。また、コンテナや船舶の扱いに関する記載の明確化の観点から注記※2の記述を見直し、※4を追記します。</p> <p>その他、一部に誤記がありましたので、修正します。</p>
	非専用積載	専用積載										
輸送物、コンテナ	200	200										
大型コンテナ	無制限	無制限										
4		<p>・ P. 47、解説表 3.2.2-2 の表外：「上記の表に掲げる輸送物の表面の形状および位置の区分に応じ、それぞれ、同表に課掲げる放射熱を一日につき 12 時間負荷する。」との記載は不要と思います（一般の試験条件の要件なので）。</p>	<p>表 3.2.3-3 (p. 47) の脚注部分の記載は、現状のままでよいと考えています。</p> <p>※ A 型輸送物のため、一般の試験条件での熱的試験がなく、太陽放射熱は、特別の試験条件の火災前の初期条件で出てきます。</p> <p>(→ そのため、12h/日はここで明記しています。)</p>									

No.	意見箇所	意見内容	回答
5	3.4 BWRの臨界安全管理 3.4.3.2 運用段階における実施事項 (1) 新燃料の運搬	<p>・ P61、7行目：核分裂性物質を輸送物する輸送容器は規制当局の設計承認及び容器容認が必要であるため、「・・・技術基準に適合したものであることを確認するために未臨界検査を実施する」というよりも、「・・・技術基準に適合していることが承認されている輸送容器を用い、輸送前には未臨界検査を含めた発送前検査を実施する」というような記載の方が適切ではないでしょうか。臨界安全を確保するには、バスケットの健全性等を確認する未臨界検査のみでなく、収納される燃料が適切であることを示す収納物検査や密封検査等を含む発送前検査によって輸送物として適切に準備されていることを確認することが必要と思いますので。</p>	<p>表 3.4.1 (p. 56) に新燃料輸送容器は「法令適合容器」を用いるように記載してあるため、「技術基準に適合していることが承認されている輸送容器を用い」は自明です。一方、発送前検査では未臨界検査以外の検査も行いますので、「未臨界検査」の後に「等」を追加します。</p>
6	3.4 BWRの臨界安全管理 3.4.3.2 運用段階における実施事項 (5) 使用済燃料の運搬 3.5 PWRの臨界安全管理 3.5.3.2 運用段階における実施事項 (1) 新燃料の運搬 (5) 使用済燃料の運搬	<p>・ P65、(5)の下から3行目、P.70、下から3行目、P.72、下から3行目も同上。</p>	<p>表 3.4.1 (p. 56) に使用済燃料輸送容器は「法令適合容器」を用いるように記載してあるため、「技術基準に適合していることが承認されている輸送容器を用い」は自明です。一方、発送前検査では未臨界検査以外の検査も行いますので、「未臨界検査」の後に「等」を追加します。</p> <p>表 3.5.1 (p. 66) に新燃料輸送容器は「法令適合容器」を用いるように記載してあるため、「技術基準に適合していることが承認されている輸送容器を用い」は自明です。一方、発送前検査では未臨界検査以外の検査も行いますので、「未臨界検査」の後に「等」を追加します。</p> <p>表 3.5.1 (p. 66) に使用済燃料輸送容器は「法令適合容器」を用いるように記載してあるため、「技術基準に適合していることが承認されている輸送容器を用い」は自明です。一方、発送前検査では未臨界検査以外の検査も行いますので、「未臨界検査」の後に「等」を追加します。</p>